

西三河都市計画ごみ処理場（一般廃棄物処理施設）岡崎西尾地域 広域ごみ処理施設整備事業に係る都市計画の概略の案について

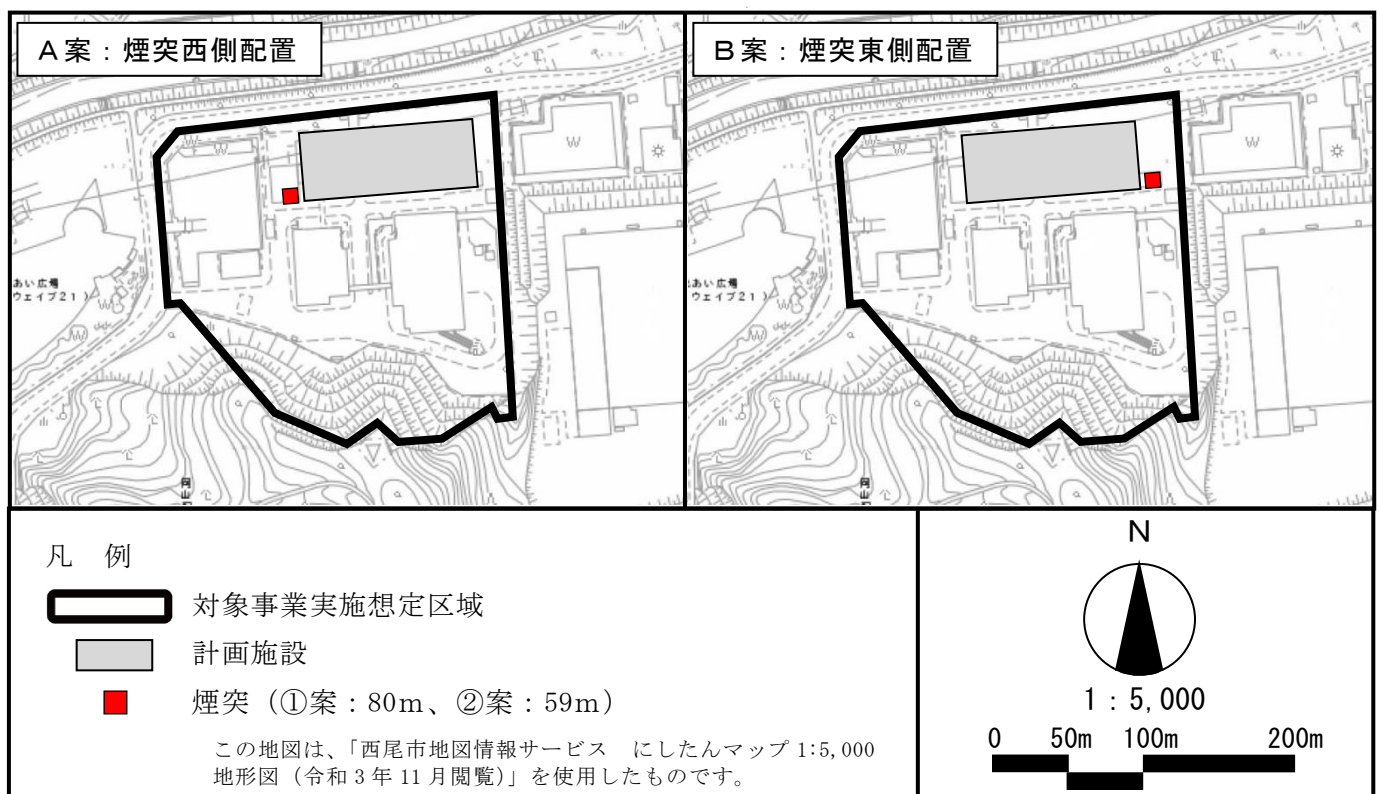
1. はじめに

本都市計画の概略の案は、岡崎西尾地域広域ごみ処理施設整備事業について、都市計画の変更手続を行うにあたり、「都市計画運用指針」に基づき、令和4年5月に公表した「西三河都市計画ごみ処理場（一般廃棄物処理施設）岡崎西尾地域広域ごみ処理施設整備事業に係る都市計画の構想段階評価書」（以下、「構想段階評価書」という。）及び当該評価結果に係る住民意見等を踏まえ、構想段階評価書で設定した複数の都市計画の概略の案から単一の概略の案としてとりまとめたものです。

2. 構想段階評価書における複数の都市計画の概略の案の内容

都市施設の位置（対象事業実施想定区域）については、岡崎西尾地域広域化ブロック会議において候補地選定が行われ公表されていること、規模についても既に検討が行われていることから、位置及び規模に関する複数案の設定は行わず、施設の配置についてA案（煙突西側配置）とB案（煙突東側配置）の2案及び、煙突の高さについて①案（80m）と②案（59m）の2案の合計4案を設定しました。

複数案		内容
施設の配置	A案	煙突西側配置
	B案	煙突東側配置
施設の構造 (煙突の高さ)	①案	80m
	②案	59m



3. 構想段階評価書の評価結果と意見を踏まえた都市計画の概略の案の考え方

構想段階評価書における複数案の比較では、評価分野のうち、「事業コストの適正」について、煙突高さの低い②案（59m）の方が、①案（80m）に比べ事業コストは小さいと評価しました。構想段階評価書の案に対する一般からの意見では「建設予定地の選定経緯」等について意見がありました。

同時に公表した環境影響評価手続の「計画段階環境配慮書」では、計画段階配慮事項である大気質、景観について、複数案の環境影響の比較を行い、影響の程度は同程度であると評価しました。その後、愛知県知事意見として、「事業計画の検討に当たっては、環境の保全に関する最新の知見を踏まえ、環境影響をできる限り回避、低減すること」などが通知されました。

これらのことを勘案し、複数案から単一の概略の案への絞り込みにあたっては、敷地の有効活用等の観点も踏まえ、煙突の高さや施設の配置の検討を行いました。

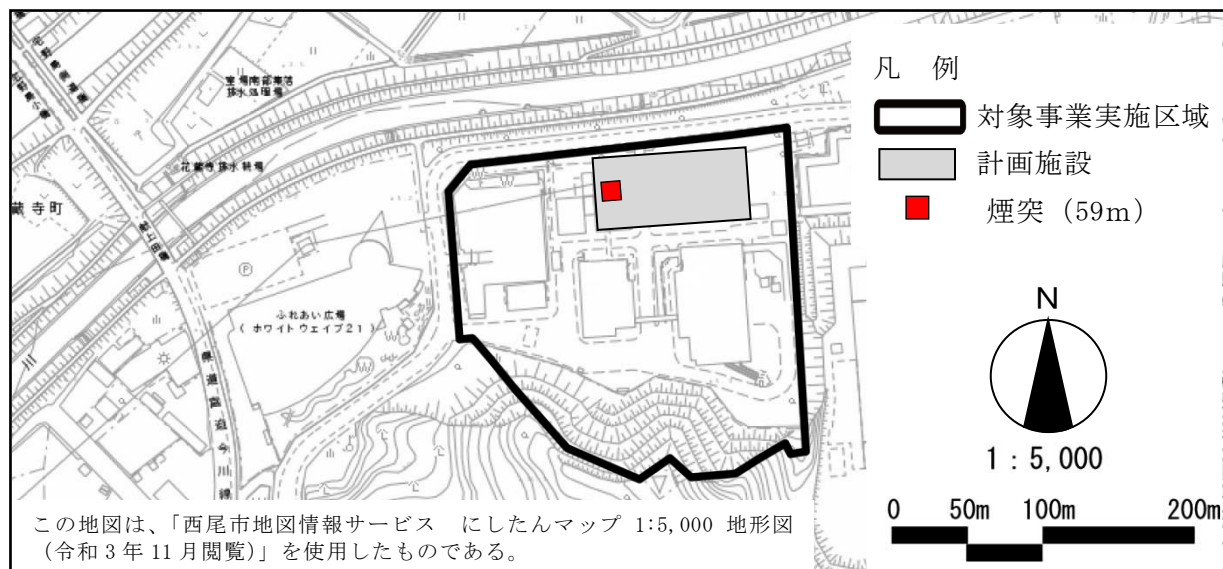
(1) 煙突高さについて

煙突の高さに係る大気質、景観の影響については、構想段階評価書において①案、②案ともに重大な影響がないことを確認しておりますが、煙突の構造、敷地の有効活用の観点から、工場棟と合わせて建築することで敷地を有効に活用することが可能で優位となる②案（59m）を採用することとしました。

なお、煙突高さを 59m としたことから、煙突と建屋は一体型とすることとしました。

(2) 施設の配置について

施設の配置に係る景観への影響については、構想段階評価書において A 案、B 案ともに重大な影響がないことを確認しておりますが、敷地の有効活用、日影規制への対応の観点から、A 案（煙突西側配置）の方が、プラットフォームから退出するためのランプウェイが比較的短く、敷地の有効活用を図りやすいこと、また、日影規制への対応が優位となることから、A 案（煙突西側配置）を採用することとしました。参考として、施設配置案を以下に示します。



4. 都市計画の概略の案

(1) 都市計画の種類

西三河都市計画ごみ処理場（一般廃棄物処理施設）

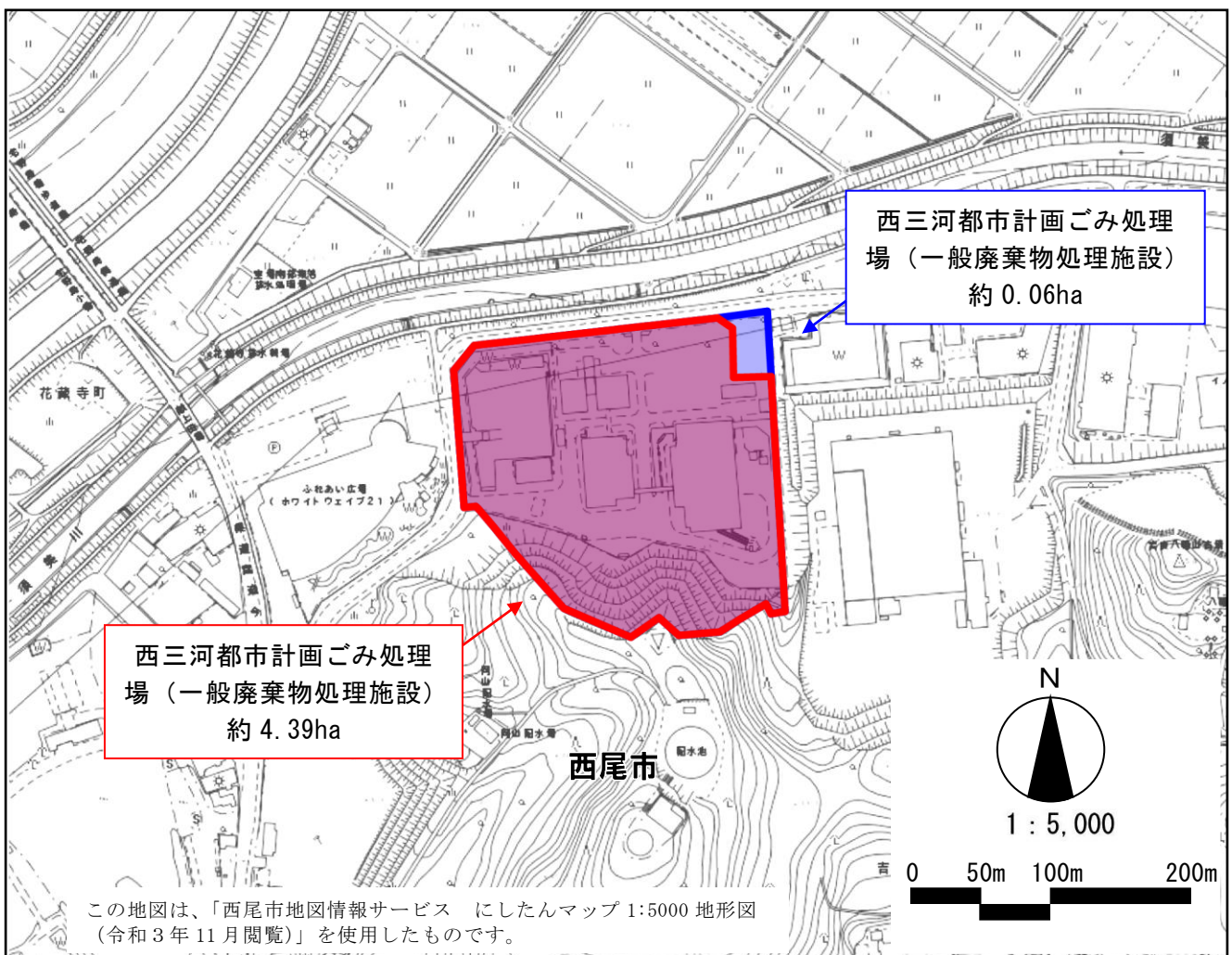
(2) 名 称

西尾市クリーンセンター

(3) 位 置

西尾市吉良町岡山大岩山地内ほか

(4) 区 域



(5) 面 積

約 4.45ha

5. 今後の予定

都市計画手続のこれまでの実施状況と今後の予定は次のとおりです。

事項		時期（予定）
構想段階	都市計画の構想段階評価書の案の公表	縦覧期間：令和4年3月2日～3月31日 (実施済み)
	都市計画の構想段階評価書の公表	縦覧期間：令和4年5月11日～6月9日 (実施済み)
	都市計画の概略の案の公表	縦覧期間：令和4年11月1日～11月30日
計画段階	都市計画原案の作成	令和5年度
	都市計画案の公告・縦覧	令和5年度
	都市計画決定の告示・縦覧	令和6年度
供用開始		令和12年度

・今後の手続の流れ

